

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に  
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月18日  
独立行政法人  
防災科学技術研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度から温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け具体的な検討などの取組を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

該当なし

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための環境省における体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達のための連絡会議」を活用することとした。

環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。

環境配慮契約に関する所内に周知を行った。

平成20年度の電気供給契約について、基本方針に基づき環境配慮契約の実施に向け検討を行った。